

にいがた2 km内で工事中の建築主のみなさまへ  
白い工事用仮囲いを活用してみませんか？

# 「にいがた2 km」における、 屋外広告物の規制緩和 社会実験



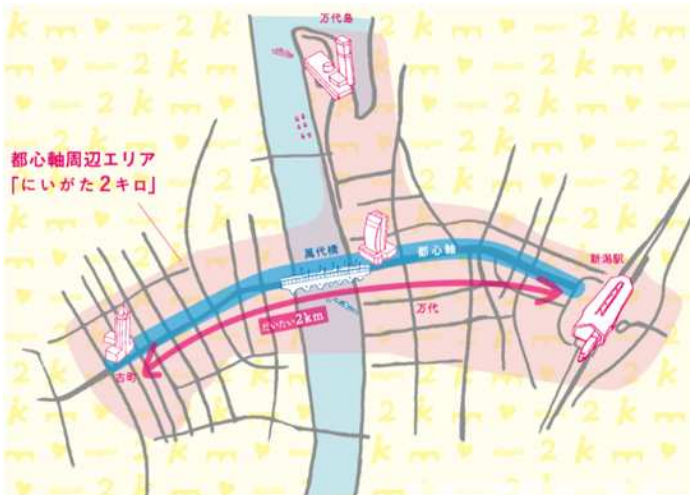
新潟市では都心エリア「にいがた2 km」での都市機能の集積や、多くの方が集う賑わい創出に取り組んでいます。建物の建て替え工事が今後増えていくことが予想されるなか、一方で安全管理のために設置している白い工事用仮囲いは、歩行者の目線では殺風景に映ります。

この度、にいがた2 kmの周知を兼ねて、建物工事に伴い設置する仮囲いを対象に広告物の掲出の規制を緩和する社会実験を実施します。自社ビルのPRだけでなく、商用広告などにも活用いただき、結果を踏まえて本格運用につなげます。

## 対象エリア

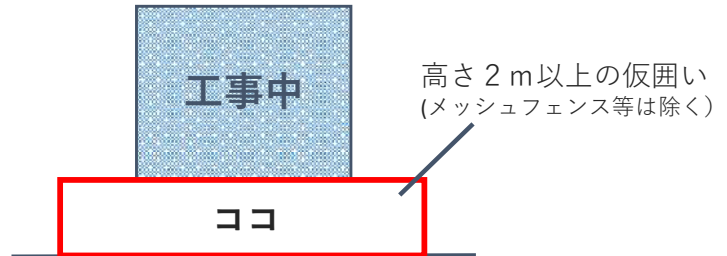
新潟駅周辺、万代、古町、万代島地区

※ 以下の図の範囲を対象としていますが、  
事前相談をお願いします



## 緩和の概要

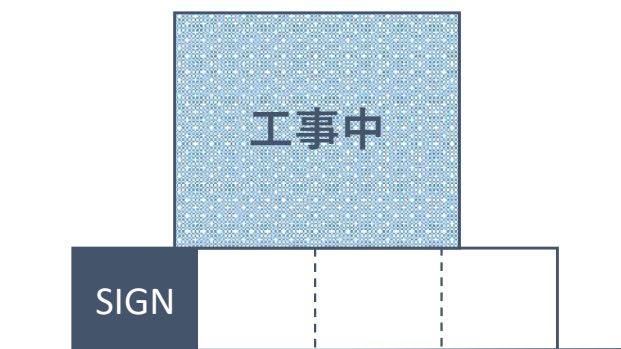
実験期間	令和5年3月31日まで
緩和対象	建設工事等に伴い設置されている <b>工事用仮囲い</b> への表示
緩和要件	・市が作成した <b>指定ロゴ</b> を設置 (設置のルールは裏面参照) ・広告の内容が <b>公序良俗に反しない</b> もの等



## 緩和の内容

### 緩和前

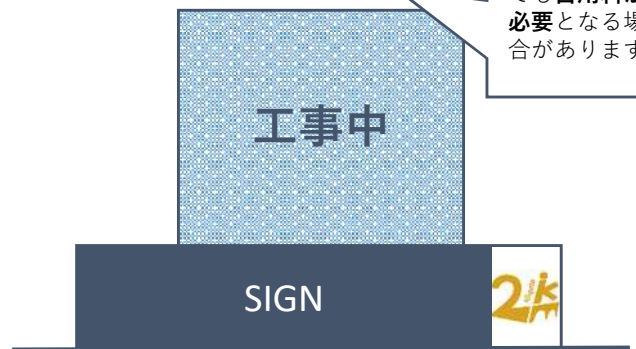
- ・ 広告物の表示面積は壁面の**1/4以内**
- ・ 手数料が必要



### 緩和後

- ・ **表示面積の制限無し!**
- ・ **手数料は免除!**

道路占用許可が必要な場合  
広告物に対しても**占用料が必要**となる場合があります。



活用例：第三者に貸し出すことで**新たな広告収入**が見込めます

※道路占用許可を要しないものに限る

# 手続きの流れ

**！ご注意ください！**  
この実験は中央区建設課では  
受け付けていません

事前相談  
都市計画課 景観担当まで

緩和を受けられない掲出内容

適用除外協議書提出  
位置図、立面図(レイアウトが分かるもの)  
デザイン詳細図、現況写真を添付

- ・公序良俗に反するもの
- ・政治性又は宗教性があるもの
- ・景観又は風致を害するおそれのあるもの
- ・公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの (工事の安全性を阻害するもの等)

※工事着手前の場合、  
工期が分かる書類を添付

適用除外回答書受理

国道7号、116号で  
道路占用許可が必要

道路占用許可申請  
新潟国道事務所に申請  
適用除外協議書、回答書の控えを添付

設置

※広告物の貼り替えをする場合は、  
**事前相談**をお願いします。  
表示内容や形状等について確認が  
必要です。

## Q & A

Q：申請者は誰になりますか？

A：広告物を掲出する方（建築主、工事施工者、広告業者等）になります。

Q：工事現場一か所につき、申請者数や広告物数の制限はありますか？

A：一面につき一申請者です。一面当たりの広告物数の決まりはありませんが、申請者が責任を持ち、調和のとれたレイアウトで広告物を掲出してください。また、複数面を一申請者で掲出する場合、指定ロゴは最低一面に掲出してください。

Q：公道を一部占用して仮囲いを設置する予定ですが、道路管理者と広告の協議は別途必要ですか？

A：道路管理者には道路占用許可と併せて説明をお願いします。なお、一般国道7、116号の場合は広告についても新潟国道事務所（窓口：新潟維持出張所）に道路占用許可申請が必要となります。

Q：指定ロゴ設置のルールはありますか？また、指定ロゴ作製・設置費の補助はありますか？

A：以下の通りルールがあります。全体のレイアウトのバランスに配慮してください。  
また、指定ロゴ作製・設置費の補助はありません。申請者よりご対応いただきます。

### 【指定ロゴの設置について】

- ① 指定ロゴは仮囲い面積の  
**1/10以上又は5㎡以上** とする
- ② (複数ある) 広告の上下端は指定ロゴと  
できるだけ揃える
- ③ データは市で提供。作製・設置費用は申請者の  
負担とする
- ④ 他法令 (道路占用等) 協議は設置者が別途実施する

仮囲いの形状により  
どちらかの指定ロゴを  
ご使用ください。

2.8m × 1.8m ☞



☞ 1.8m × 2.8m



### 問い合わせ先

屋外広告物の規制緩和に関する事 都市政策部 都市計画課 景観担当

TEL:025-226-2825

R4.4